

保存期間：5年
(令和9事務年度末)
令和5年1月10日

第3回 国税庁保有行政記録情報の整備に関する技術検証WG

議事要旨

日時：令和5年1月10日（火）10：30～12：02

場所：Web会議

出席者：伊藤伸介座長、菅幹雄委員、星野申明委員、南和宏委員、国税庁企画課職員

国税庁企画課から、配付資料に基づき、検討内容について説明。その後、以下のとおり委員から意見があった。

- データの提供形態について
 - ・ 閲覧方式の分析結果持ち出しの安全性審査については、公的統計における調査票情報の利用において、分析結果等の提供に関する標準的なチェック内容が公表されており、審査基準策定に際しての参考となる。
 - ・ 貸出方式の場合は、不適切利用が万が一で発生する場合も想定して制度設計や匿名加工を行う必要がある。
 - ・ 貸出方式であっても、利用者の範囲を限定することで、コンプライアンスリスクを下げることはできる。

- 施すべき匿名加工技法について
 - ・ パーソナルデータとビジネスデータは、性質が異なるので、それぞれの特徴を踏まえて施すべき技法を検討すべきである。
 - ・ ビジネスデータについては、公開情報が多いため、それらも準識別子となり得る。特に貸出方式の場合は、パーソナルデータから議論した方がよいのではないか。その際は個人情報保護法の観点からも検討する必要がある。
 - ・ 悪意のある利用者への対策として、サンプリングは、全てのレコードが含まれないことのメッセージにもなるため、有効である。
 - ・ 住所情報は、外観識別性が高いため、秘匿処理が必要と考えられる。
 - ・ まずは、サンプリングの割合と住所情報の加工の方針を固めたうえで、他にも適用すべき匿名加工技法を検討していく必要がある。

○ サンプルデータについて

- ・ 研究にも利用できるようにするならば、サンプリングしたレコードのアイデンティティに関する情報（生年月日や性別等）を、他の近似するレコードのそれとスワッピングして、税務データそのものの金額情報は加工しない方法により、サンプルデータを生成することも考えられる。
- ・ サンプルデータは、疑似データや合成データとして捉えられるだけでなく、一般公開可能な点を勘案すれば、作成の仕方によっては Public Use File (PUF) と位置付けられうる。

以 上